

【吉川市敬老祝品公募要項】

1. 目的

本事業は、本市居住の高齢者に対し敬老祝品を贈呈することにより敬老の意を表すとともに長寿を祝福し、もって福祉の増進を図ることを目的としています。

2. 贈呈の対象者

贈呈対象者…当該年度に米寿、白寿を迎える方

※このうち、祝金との選択制で祝品を選択する方

3. 募集の要件

○協力事業者

(1) 市内の協力事業者について

次の(ア)～(エ)のすべてに該当するものとします。

(ア) 本社・本店、支社・支店、事業所、工場が市内にある法人又は個人であること。

(イ) 市長から要請があったときに、速やかに祝品を提供することができること。

(ウ) 法令等を遵守した事業活動を行っていること。

(エ) 社会的な問題を起こしていないこと。

(2) 友好提携市内の協力事業者について

(ア) 本社・本店、支社・支店、事業所、工場が友好提携市内にある法人又は個人であること。

○祝品

次の(1)～(3)のいずれにも該当していることとします。

(1) 長寿を祝福するものとしてふさわしく、又提供する商品若しくはサービスであること。

(2) 商品の場合は、次に掲げる要件を満たしていること。

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 市の名称、地名若しくは形状又は市を象徴する事項(市を象徴していることを表示し、又は市を象徴していることが明らかに判別できるものに限る。)を表示している商品であること。

(イ) 市内で生産された農産物であること。

(ウ) 原材料の全部又は一部が市内で採取され、又は生産された物であること。

(エ) 製作の工程の全部又は一部が市内で行われていること。

(オ) 市内の店舗等で行われるサービス又は販売される商品であること。

- (カ) 友好提携市内の店舗等で販売される商品であること。
- イ 品質管理の手法が確立していること。

○祝品額

贈呈対象者への祝品は10,000円相当のものを想定しています(送料を含む)。そのため、事業者からの品物又はサービスについては、10,000円を上限とし、以下の価格の商品、又はサービスとします。10,000円に満たないものについては、商品の組み合わせにより、10,000円相当のものとして、贈呈します。

価格の種類

3,000円	5,000円	7,000円	10,000円
--------	--------	--------	---------

※ただし、送料等の送付に係る諸経費もすべて含まれます。

※金額によっては、組合せの調整が必要となる場合があります。調整の結果によっては、ご希望に添えない場合がありますので、ご了承ください。

※市からのお祝いメッセージをあわせて送付いただきます。

4 市の負担額

市の負担額は、上記の祝品の額(送料含む)とします。

5. 事業者のメリット

- (1) 市が贈呈対象者に送付するカタログに、祝品の画像・商品名、取扱い事業者名などが掲載されます。
- (2) 祝品の発送時に貴社パンフレットを同封していただくことで貴社商品のPRが可能です。

6. 申込み期間

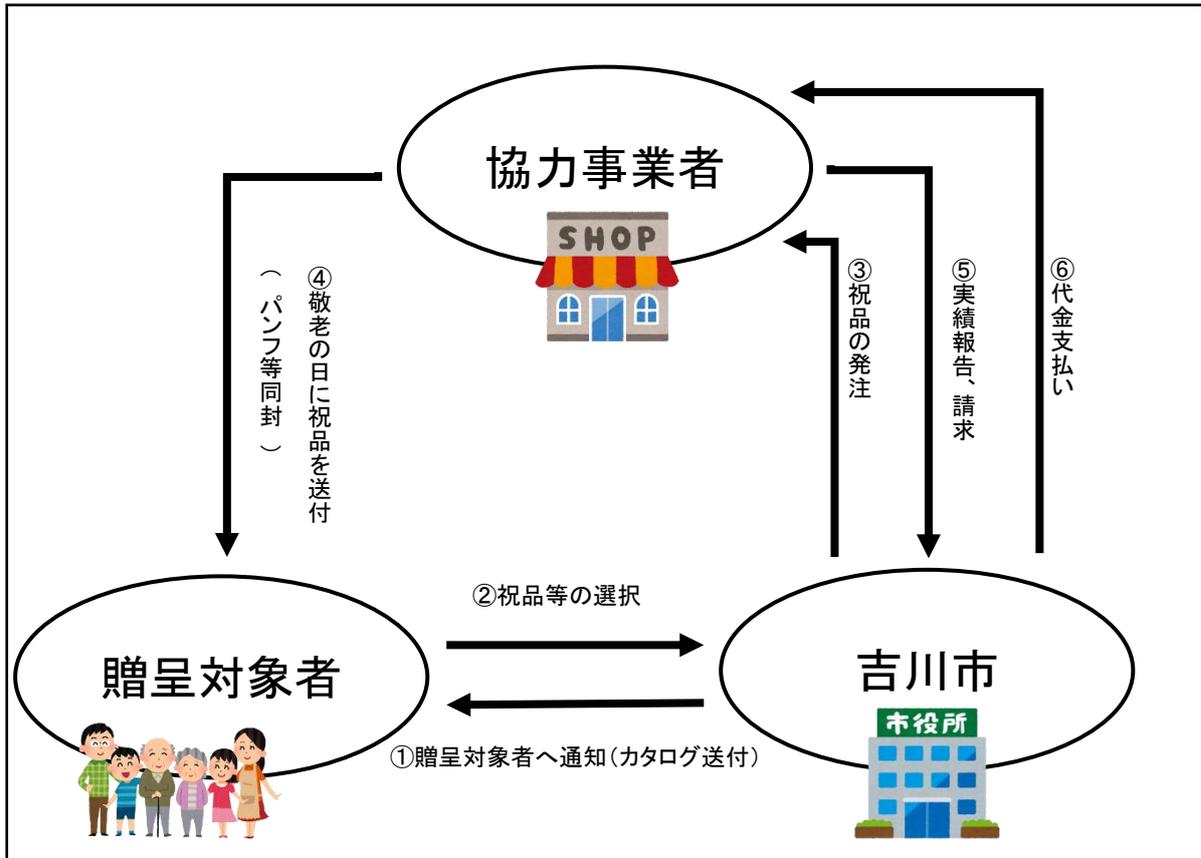
令和6年6月21日(金)まで

7. 申込み方法

「敬老祝品申込書」に必要事項を記入し、提出書類を添付の上、長寿支援課に提出してください。(直接、メール、郵送可)

審査後、祝品としての採否について通知いたします。

8. 祝品送付までのイメージ



市から、贈呈対象者へ祝品等の贈呈案内及びカタログをお送りします (①)。

贈呈対象者に祝品を選択していただきます (②)。

市は、贈呈対象者が希望する祝品を管理する協力事業者に、贈呈対象者の連絡先情報等を提供します (③)。

祝品の送付は、協力事業者から直接贈呈対象者に発送していただきます (④)。贈呈対象者が贈呈方法を「市長から手渡しによる」と選択した場合は、この限りではありません。

その後、協力事業者は市に贈呈対象者への送付が完了した旨の報告と商品代金等を取りまとめ、翌月の10日までに「敬老祝品等送付・提供実績報告書兼請求書」にて請求いただきます (⑤)。

市は、「祝品提供実績報告書兼請求書・敬老祝品の送付実績一覧表」を受領後、30日以内に指定された金融機関へ口座振込にて代金をお支払いします (⑥)。

9. その他留意事項

- (1) 決定後に協力事業者又は祝品が事業の目的にふさわしくないと認められた場合には、決定を取り消すことがあります。
- (2) 祝品に関して、贈呈対象者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努め、内容について市へ必ず報告をしてください。

- (3) 市が提供する個人情報を、祝品の発送時以外には使用できません。また、祝品の提供後速やかに提供された情報を破棄してください。
- (4) 各事業者から提供される祝品の種類数により、1事業者あたりの提供祝品種類数を制限させていただく場合がございます。
- (5) 祝品の贈呈方法を「市長からの手渡し」を選択された方に対しては、商品の送付先が市となります。

10. お問い合わせ

祝品の提供について、不明な点や商品についてのご相談がある場合は、お問い合わせさせていただきますようお願いいたします。

【お問合せ先】

〒342-8501

吉川市きよみ野一丁目1番地

吉川市健康長寿部長寿支援課 高齢福祉係 藤原・佐藤

電話：048-982-5118

FAX：048-981-5392

E-Mail：choujyushien2@city.yoshikawa.saitama.jp